

学校ストリートダンス指導員ヒップホップ

資格所持者規約

<第1章 総則>

第1条（本規約の適用範囲）

1. 本規約は、公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所（以下、この会則において「本法人」という）の学校ストリートダンス指導員ヒップホップ資格（以下、この会則において「指導員資格」という）を取得した個人に適用されます。

第2条（指導員資格所持者）

1. 本規約を承認した上で、本法人の指定する指導員資格取得の条件を満たし、本法人が指導員資格を付与した者を指導員資格所持者とします。

<第2章 指導員資格の取得、取り消し等>

第3条（指導員資格の取得）

1. 指導員資格取得を希望する者は、本法人の指定する指導員資格取得の条件を満たした上で、本法人が指定する申込書に必要事項を記入し、本法人にこれを提出するものとします。

第4条（指導員資格の不付与）

1. 本法人は、指導員資格取得希望者が次の各号のうち1つまたは複数に該当すると認められた場合、指導員資格を付与しないことがあります。

（1）本法人に提出した書類や本法人に送信したメール等に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

（2）過去に、本法人から指導員資格の取り消し処分を受けたことがある場合

（3）その他、本法人が指導員資格所持者として不適格であると判断した場合

第5条（指導員資格有効期間の延長）

1. 指導員資格所持者は、指導員資格有効期間が満了する日の6箇月前から、指導員資格有効期間の満了する日までの間に指導員資格更新研修会に参加し、本法人が指定する額の指導員資格更新研修会参加料を支払うものとします。

2. 前項の条件を満たしたことを以って、1年間指導員資格有効期間を延長するものとし

ます。

3. 第1項について、指導員資格有効期間満了後に、指導員資格有効期間の延長を希望する場合、本法人にその旨を連絡し、本法人の指示に従って指導員資格有効期間延長の手続きを行うものとします。

4. 指導員資格有効期間満了後は、指導員資格所持者であることを主張してはならず、指導員資格を用いて、いかなる仕事も行ってはならないものとします。

第6条（指導員資格の取り消し）

1. 本法人は、指導員資格所持者が次の各号のうち1つまたは複数に該当すると認めた場合、指導員資格を取り消すことができるものとします。

(1) 指導員資格更新研修会への参加及びその手続きを行わなかった場合

(2) 本法人の名誉を著しく傷つける行為、または指導員資格所持者としての品格を損なう行為があったと、本法人が認めた場合

(3) 本規約、その他本法人の定める規則に違反した場合

(4) 指導員資格所持者が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合

(5) 公序良俗に反する行為をした場合

(6) その他、本法人が指導員資格所持者として不適格であると認める相当の事由があった場合

第7条（料金の払い戻し）

1. 本法人は、指導員資格取得希望者及び指導員資格所持者が既に納入した料金については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第8条（変更の届け出）

1. 指導員資格所持者は、その名称、住所、連絡先等、本法人に届け出た事項に変更が生じた場合は、本法人が指定する変更手続きを行うものとします。

2. 指導員資格所持者が前項の変更手続きを行わなかったことにより被った不利益は、本法人はその責任を一切負わないものとします。

<第3章 教育機関との契約>

第9条（教育機関との契約）

1. 指導員資格所持者は、学校等教育機関から直接、授業や講習会等の依頼を受けた場合、当該授業や講習会等の実施前に、この旨を本法人に報告するものとします。

<第4章 規約の変更>

第10条（規約の変更）

1. 本規約は総会の決議により変更できるものとします。

附則

第11条（施行）

1. 本規約は、2014年1月1日より施行します。